やまのべ創業スタートアップ支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町の産業振興、経済の活性化及び雇用の創出を図るため、意欲ある創業者が創業時に必要な初期費用を支援することで創業者の資金負担を軽減し、創業と創業後の成長を促進するために補助金を交付することについて、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成３年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

(１)　創業　事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により町内において新たに事業を開始する場合又は新たに法人を設立し、町内において事業を開始する場合をいう。ただし、法人にあっては代表者を含め役員全てが事業を営んでいない個人又は他の法人の役員となっていない場合に限る。

(２)　特定創業支援事業　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条の認定を受けた山辺町創業支援事業計画（以下「創業支援事業計画」という。）における特定創業支援事業をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、創業を行うものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(１)　別表第１に掲げるいずれかの業種を行い、補助金の申請年度内に創業を開始するもの

(２)　町内に本店又は主たる事業所を設けること。

(３)　特定創業支援事業を受けるものであること。

(４)　国、県及び他の団体から同種の補助金等の交付を受けていないもの

(５)　創業後、３年以上事業を継続する意思のあるもの

(６)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないもの

(７)　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(８)　政治団体及び宗教上の組織及び団体ではないもの

(９)　山辺町商工会へ加入する意思のあるもの

(10)　補助対象者に係る他市町区村税の滞納がないもの

(11)　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく創業ではないこと。

（交付対象事業及び補助金の額）

第４条　補助金の交付対象となる事業及び補助金の額は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　補助金額の算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は年度内につき１補助事業者あたり１回とする。ただし、別表第２に掲げる交付対象となる事業の併用を可能とし、この場合は１回とみなす。

（交付申請）

第５条　補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合、やまのべ創業スタートアップ支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　収支予算書（様式第３号）

(３)　個人事業の開廃業届出書の写し

(４)　登記事項証明書の写し

(５)　定款又はこれに準ずるもの

(６)　調査同意書（様式第４号）

(７)　他市区町村長発行の納税証明書（該当する場合のみ）

(８)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　補助金の交付決定は、規則によるものとする。

（事業変更及び変更交付申請）

第７条　補助事業者は、補助金の交付決定後の事情により、申請内容を変更するときは、あらかじめ町長と調整し、事前に承認を得なければならない。

２　町長は前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

（概算払）

第８条　町長は必要と認める場合は、補助金を概算払することができる。

（実績報告）

第９条　規則に基づき提出する実績報告書は、補助事業の完了後30日を経過する日又は完了した日の属する会計年度の３月31日のいずれか早い日までやまのべ創業スタートアップ支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　収支決算書（様式第３号）

(２)　営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）

(３)　事業完了を証する書類、写真等

(４)　事業の実施に要した経費の支払を証する書類（領収書等の写し）

(５)　その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　補助金の額の確定は、規則によるものとする。

（決定の取消し）

第11条　町長は補助事業者が次のいずれかに該当する場合、交付決定を取消し、補助金の全額を返還させることがある。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(３)　補助金の交付目的に著しく反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第12条　補助金の交付を受けたものは、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（書類の保管）

第13条　補助事業者は、補助金の交付に係る書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

事業者の分類と名称

Ａ建　設　業

01総合工事業

02職別工事業（設備工事業を除く。）

03設備工事業

Ｂ製　造　業

01食料品製造業

02飲料・たばこ・飼料製造業

03繊維工業

04木材・木製品製造業（家具を除く。）

05家具・装備品製造業

06パルプ・紙・紙加工品製造業

07印刷・同関連業

08化学工業

09石油製品・石炭製品製造業

10プラスチック製品製造業（別掲を除く。）

11ゴム製品製造業

12なめし革・同製品・毛皮製造業

13窯業・土石製品製造業

14鉄鋼業

15非鉄金属製造業

16金属製品製造業

17汎用機械器具製造業

18生産用機械器具製造業

19業務用機械器具製造業

20電子部品・デバイス・電子回路製造業

21電気機械器具製造業

22情報通信機械器具製造業

23輸送用機械器具製造業

24その他の製造業

Ｃ情報通信業

01情報サービス業

02インターネット附随サービス業

03映像・音声・文字情報制作業

Ｄ運輸業、郵便業

01道路貨物運送業

02道路旅客運送業

03倉庫業

04運輸に付帯するサービス業

Ｅ卸売業、小売業

01各種商品卸売業

02繊維・衣服等卸売業

03飲食料品卸売業

04建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

05機械器具卸売業

06その他の卸売業

07各種商品小売業

08織物・衣服・身の回り品小売業

09飲食料品小売業

10機械器具小売業

11その他の小売業

12無店舗小売業

Ｆ金融業、保険業

01保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）

Ｇ不動産業、物品賃貸業

01不動産取引業

02不動産賃貸業・管理業

03物品賃貸業

Ｈ学術研究、専門・技術サービス業

01専門サービス業（他に分類されないもの）

02広告業

03技術サービス業（他に分類されないもの）

Ｉ宿泊業、飲食サービス業

01宿泊業

02飲食店（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）

03持ち帰り・配達飲食サービス業

Ｊ生活関連サービス業、娯楽業

01洗濯・理容・美容・浴場業

02その他の生活関連サービス業

03娯楽業（うち小分類803,805及び細分類8094は除く。）

Ｋ教育、学習支援業

01学校教育

02その他の教育、学習支援業（うち小分類821,822は除く。）

Ⅼサービス業（他に分類されないもの）

01廃棄物処理業

02自動車整備業

03機械等修理業（別掲を除く。）

04職業紹介・労働者派遣業

05その他の事業サービス業

※日本標準産業分類（一部抜粋）

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 対象経費 | 補助率・額 |
| ソフト支援 | 1.開業に必要な官公署への申請等に係る書類作成、手続に要する経費2.備品等の購入に要する経費※１件10万円以上の機械装置、工具、器具及び備品。ただし、汎用性の高いものは対象外。（パソコン、タブレット、車両等）なお、車両は改造車等の業務遂行に密接に関わり、町長が特に必要と認めた場合は対象とする。3.販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、ホームページ作成費等の経費4.上記１～３のほか、特に町長が必要と認めるもの | 対象経費の１／２以内とし、上限50万円 |
| ハード支援 | 開業に必要な施設・設備の新設に要する経費※ただし、住居部分は除く | 対象経費の１／２以内とし、上限100万円 |

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

山辺町長　　　殿

申請者　住所

氏名

℡番号

（法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

やまのべ創業スタートアップ支援事業補助金交付申請書

やまのべ創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　事業実施期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

２　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　添付書類

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）個人事業の開廃業届出書の写し

（４）登記事項証明書の写し

（５）定款又はこれに準ずるもの

（６）調査同意書（様式第４号）

（７）他市区町村長発行の納税証明書（該当する場合のみ）

（８）その他町長が必要と認める書類

誓約書

私は、やまのべ創業スタートアップ支援事業補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

1. 創業後、３年以上事業を継続する意思があります。

２．産業競争力強化法第128条の認定を受けた山辺町創業支援事業計画における特定創業支援事業を受講します。

３．山辺町商工会へ加入する意思がありますので、本補助金交付までに入会相談に出向きます。

年　　月　　日

山辺町長　　　殿

住所

氏名

（法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第２号（第５条関係）

事業計画書

１．開業者概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名（代表者名） |  | 年齢 |
| 現住所 |  | 連絡先℡　　（　　） |
| 経歴（職歴） | 年月 | 略歴・沿革等 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２．事業概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開業形態 | 法人・個人 | 商号・会社名 |  |
| 開業予定日 | 　　　年　　月　　日 |
| 開業住所 |  |
| 業種 |  | 資本金（法人） | 千円 |
| 従業員 | 　　人　（うち正規社員　人　パート・アルバイト　　人） |
| 取扱品目 |  |
| 開業動機・目的 |  |
| 開業に必要な知識・技術・ノウハウの取得状況 |  |

３．事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の具体的な内容（商品・サービスの概要や提供方法等） |  |
| 対象顧客 |  |
| 営業戦略 |  |
| 市場ニーズ |  |
| 今後の展望 |  |
| 地域経済への貢献 |  |
| その他 |  |

４．創業後の収支見通し　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 初年度 | ２年目 | ３年目 |
| 売上高 ① |  |  |  |
| 売上原価 ② |  |  |  |
| 売上総利益 ③（①‐②） |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費 ④ |  |  |  |
| 営業利益 ⑤（③‐④） |  |  |  |
| 上記の積算根拠 |  |  |  |

様式第３号（第５条、第９条関係）

収支予算書（決算書）

１．収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備考 |
| 町補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

２．支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備考 |
| 補助対象経費 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 補助対象外経費 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 合計 |  |  |

様式第４号（第６条関係）

調査同意書

年　　月 　 日

山辺町長　　　　　殿

申請者

　住　　所

氏　　名

代表者名

連絡先℡　　　（　　　）

私は、やまのべ創業スタートアップ支援事業補助金の申請にあたり、次の納入状況等について調査することに同意します。

１　町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

２　介護保険料

３　下水道使用料

４　簡易水道料

※山辺町記入欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査項目 | 調査結果 | 確認日 | 確認者印 |
| １　町税　　町県民税固定資産税軽自動車税国民健康保険税 | ・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日令和　年　月　日令和　年　月　日令和　年　月　日 |  |
| ２　介護保険料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |
| ３　下水道使用料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |
| ４　簡易水道料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

山辺町長　　　殿

申請者　住所

氏名

℡番号

（法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

やまのべ創業スタートアップ支援事業補助金実績報告書

　　　年　月　日付け　　　第　号により交付決定を受けたやまのべ創業スタートアップ支援事業補助金に係る事業を完了しましたので、山辺町補助金等の適正化に関する規則及びやまのべ創業スタートアップ支援事業要綱第９条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１．事業実施期間　　　　　年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日

２．補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．実績額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．開業日　　　　　　　　年　　月　　日

５．添付書類

（１）収支決算書（様式第３号）

（２）営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）

（３）事業の完了を証する書類、写真等

（４）事業の実施に要した経費の支払いを証する書類（領収書等の写し）

（５）その他町長が特に必要と認める書類